

金融リテラシー向上コンソーシアムが 第1弾のセミナーを実施

専門学校に通う留学生に金融トラブルの知識を提供

日本貸金業協会（以下、貸金業協会）と大手消費者金融会社4社が協働して、2023年6月に設立した「金融リテラシー向上コンソーシアム」（以下、コンソーシアム）は9月26日、専門学校東京国際ビジネスカレッジで学ぶ留学生140名を対象にセミナーを実施した。コンソーシアムがセミナーを実施するのは初めてで、コンソーシアムではこれをきっかけとして、さらに活動の場が広げられることを期待している。当日のセミナーの内容を振り返ることで、コンソーシアムがどのような形で金融リテラシーの向上を図ろうとしているかを探ってみよう。

投資・副業詐欺の増加を受け
協働して被害防止に取り組み

貸金業協会と大手消費者金融会社4社（S M B C コンシューマーファイナンス（以下、S M

B C C F）、アコム、新生フィナンシャル、アイフル）がコンソーシアムを立ち上げた背景には、若年層をターゲットとした投資詐欺、副業・アルバイト詐欺（以下、投資・副業詐欺）な

どが増加している実態がある。SNSや動画投稿サイトで投資や副業を勧誘し、投資やアルバイトの仕方を教えるという名目で情報商材の購入を強要し、その購入資金を消費者金融会社

からの借入れで調達するように迫る手口が広がっているため、消費者金融会社の貸し手としての責任を問う声もある。スマートフォン（以下、スマホ）のアプリケーション（以下、アプリ）で新規契約の申込みが簡単に完了できることが、被害を助長しているとの指摘も出てくる。

貸金業界も申込手続の途中で注意喚起のメッセージを繰り返し表示する、あるいは詐欺が疑われる場合は、電話やEメール

でだまされていないか確認するなどして、投資・副業詐欺の被害防止に努めてきた。だが、被害者が虚偽の内容で申し込むよう指南されていたり、遠隔操作アプリ等を通じて犯人に個人情報を知られてしまい、途中で逃げ出せない状況に陥ったりしているため、なかなか被害が防げないのが実情だった。

このため、貸金業協会と4社は怪しいもうけ話を持ち掛けられた時点で詐欺と気付けるよう、投資・副業詐欺の手法や自己防衛する手段を知ることが重要であるとの認識を強め、資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止を目的に、教育啓発セミナーの開催、教材の制作・配布、啓発コンテンツの配信などの諸活動を行うために、コンソーシアムを発足させることにした。

20歳前後の留学生140人に 金融トラブルの手法を解説

今回実施したのは、このうち教育啓発セミナーの開催にあたる。参加したのは、専門学校東京国際ビジネスカレッジの国際貿易コース、マーケティングガイエンスコースなどで学ぶ、ベトナムやミャンマーなどからの留学生たち。母国の高等学校を卒業し、2年ほど日本語学校で学んだ後に、同校に入学した生徒が多く、年齢は20歳前後だ。

会場となった台東区生涯学習センターのミレニアムホールに140名が集まった。講師はSMBCCFの幸田慎吾新宿お客様サービスプラザ主幹が務めた。貸金業協会や消費者金融会社各社はこれまでも独自に教育啓発セミナーを開催してきたが、コンソーシアムとしてセミナーを開催するのはこれが初めて。

参加セミナーの冒頭に挨拶に立った貸金業協会の倉中伸会長は、「記念すべき第1号のセミナー」とした上で、「金融トラブルの被害が増えている中、ト

ラブルから逃れられる知識を身に付けてほしい」とセミナーの趣旨を説明した。

「お金に関するセミナーは金融トラブル」と題されたセミナーは、68億円という数字が何を意味するかという質問から始まった(写真)。これは警視庁が認知した3218件の特殊詐欺による被害額(22年)だが、東京都内だけでも68億円にも

ぼる被害があることを強調することで、金融トラブルに遭うリスクの高さを認識してもらい、講義内容に対する関心を高める効果があるといえるだろう。続いて、特殊詐欺には10種類があることを伝え、クレジットカードの名義貸し、アルバイト詐欺、ワンクリック詐欺、フィッシング詐欺、マルチ商法の具

体の手法を紹介し、対応策を説明していった。

また、なりすましでインターネットバンキングに不正アクセスし別の口座に振り込んだ資金

の引き出し役をさせられるなど、留学生が狙われやすい金融トラブルの事例を交えながら、簡単なアルバイトと勧誘されて犯罪に巻き込まれてしまう事件が増えていると、注意喚起した。

さらに、SNSを利用した個人間融資の仕組みを紹介し、違法な金融業者に注意するよう呼びかけた。

事例の説明では、貸金業協会がYouTube(ユーチューブ)に設けた公式チャンネルに掲載されている動画(アニメーション)を見せ、聴講者の理解を助け、講義に集中しやすくする工夫が施されていた。

最後に、被害に遭わないためには手法を知っておくことが重要と、消費者トラブルに関する情報を発信している国民生活センターなどのサイトと共に、被害に遭ってしまった場合の相談窓口を電話番号入りで紹介した。

コンソーシアムの関係者が 感じた意義と手応え

セミナーに参加したベトナム
からの留学生TRAN HOAI TH
JONG (トラン・ホイ・トゥオ



▶セミナーの様子。(写真)

ン)さんは「日本に金融トラブ
ルが多いことを初めて知った。
知識を身に付けることが大切だ
と思ったし、自分の個人情報を
守ることが特に大事だと感じ
た」と感想を語った。

れた思いがする」と、手応えを
感じた様子。

セミナーに
参加したSM
BCCFの金
子良平代表取
締役社長は
「留学生の皆
さんからは具
体的な質問が
寄せられ、母
国を離れ日本
で生活してい
く上で、お金
のことを非常
に切実に考え
ていることが
理解できた。
コンソーシア
ムとして活動
していく意義
を逆に教えら

倉中会長は「最初はスモール
スタートではあるが、高等学校
だけでも全国に約5000校あ
り、しかも3年間で生徒が入れ
替わることを考えると、教育啓
発セミナーに対するニーズは非
常に大きいと思う。協会と4社
のマンパワーを結集すること
で、消費者啓発の取組を強化
し、つまづかないための学びを
提供していきたい」と、抱負を
語った。

なお、コンソーシアムは9月
26日から10月2日にかけて、都立
国際高等学校の1年生25名、2
年生240名を対象に、同校の
教室で15回にわたりセミナーを
開催した。初回は東京国際ビジ
ネスカレッジと同日の開催だっ
たが、東京国際ビジネスカレッ
ジのセミナーのほうが開始時刻
が30分早く、国際高校における
セミナーは第2弾という位置付
けとなる。

◆

ESG法務

長島・大野・常松法律事務所
ESGプラクティスチーム
編著

A5判・上製・676頁・定価7,700円(税込)

株主とのエンゲージメントを深め、 企業価値をさらに高めるために

- ◆ 企業経営や投資活動において考慮すべきE(環境)、S(社会)、G(ガバナンス)の各要素についてハードローとソフトローの双方をふまえて詳解!
- ◆ 日本を代表する大手法律事務所である長島・大野・常松法律事務所のESGプラクティスチームに所属する弁護士が、ESG投資やESG経営に欠かせない法務の論点を網羅的に解説!
- ◆ 企業の経営者や法務・サステナビリティ関連部署の担当者、弁護士、公認会計士にとって必携の1冊!

一般社団法人 金融財政事情研究会

申込先

〒160-8519 東京都新宿区南元町1-9
電話(03)3358-2891(直通) FAX(03)3358-0037